

た ぶん か きょう せい
ふくろい多文化共生の
まちづくり計画

ち いき み らい
～ともにつくろう 地域の未来～

ねん ど
2019～2028年度

ちゅう かん み なお ねん ど
中間見直し(2023年度)



策定の趣旨

在留外国人の増加、長期滞在化・定住化、多国籍化が予測される中で、外国人市民は、産業経済活動の一員としての役割だけでなく、市や地域の活力を高める存在となることが期待されています。

このためには、外国人のみならず日本人も含めたすべての人の連携・協働により、多文化共生のまちづくりを進めていく必要があり、より実効性の高い多文化共生施策を総合的かつ体系的に進めていくために、本計画を策定します。

基本理念

一人ひとりの違いを認め合い
だれもが暮らしやすく活力あるまちづくりに向け
ともに考え行動する

日本人と外国人とがお互いに認め合い、ともに地域社会に参画するという従来の多文化共生社会の実現【共生】に向けて着実に実施するとともに、外国人市民を地域の担い手となる貴重な人材と捉え、外国人と日本人とが相互に理解を深め、より良い関係性を築きながら、ともに発展していく地域づくり【共創】を目指していきます。

基本方針

基本理念の実現を目指すため、次のとおり基本方針を定めます。

I だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

言語や生活スタイルの違いに関わらず、だれもが同じ地域に住む一員として、「ともに」安全・安心に暮らすことができるまちづくりに取り組んでいきます。

II だれもが理解しあえるまちづくり

次世代を担う子どもから地域の即戦力となる大人まで、全ての市民がコミュニケーションを通して、多文化への理解を「ともに」深め、尊重しあうことができるまちづくりに取り組んでいきます。

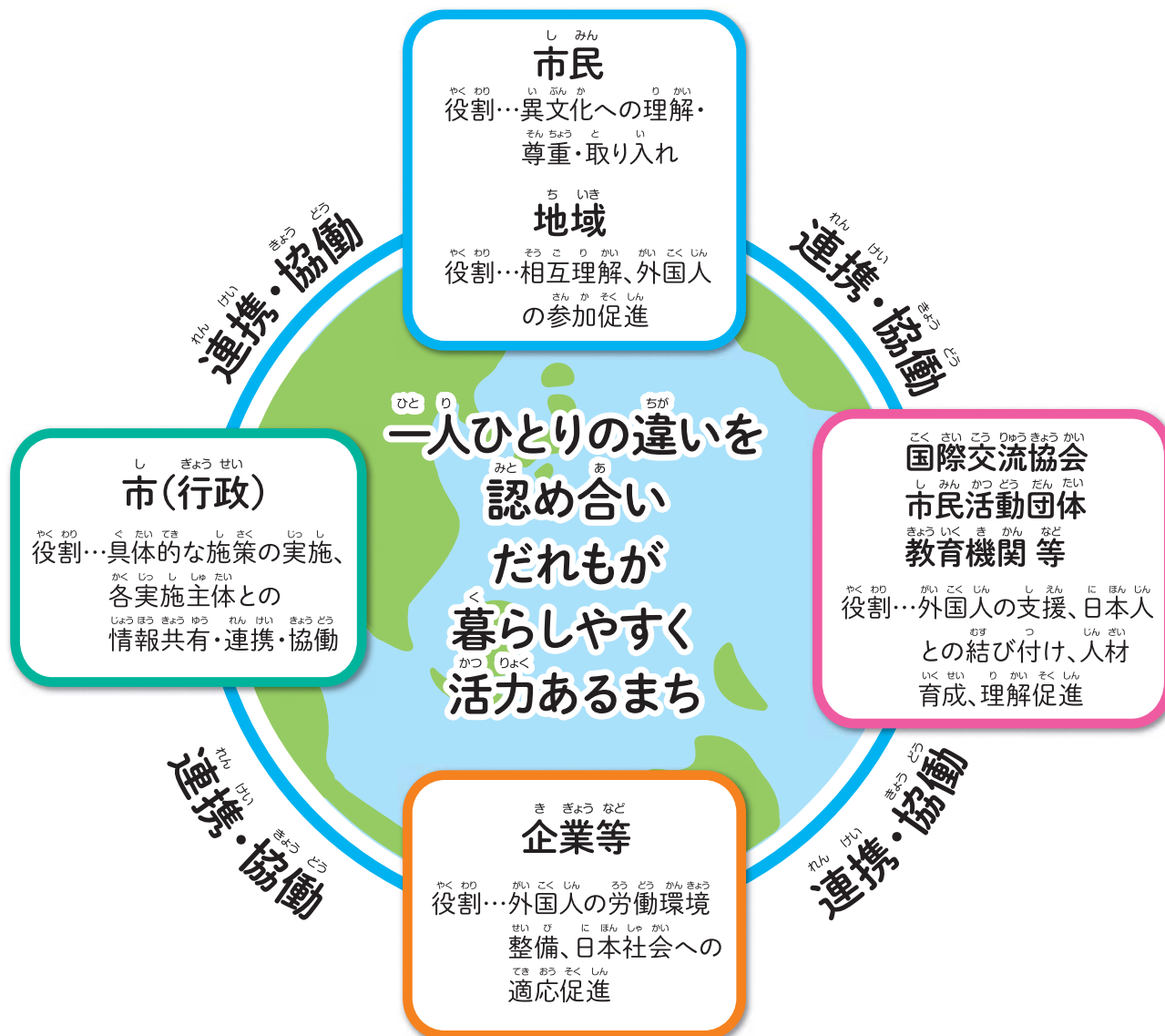
III 多様性を成長・発展につなげるまちづくり

外国人が持つ多様性を地域の成長の原動力と捉え、その多様性と日本人の地域社会が融合することで、新たな文化を「ともに」創ることができるまちづくりに取り組んでいきます。

実施主体の社会的役割

多文化共生の推進には、行政だけでなく、外国人市民にとっても身近な自治会などの地域団体、多文化共生のノウハウを持っている国際交流協会や市民活動団体等、外国人市民が就労している企業など、様々な団体が、それぞれの役割やできることを考え、主体的に行動するとともに、相互に連携・協働を図りながら各種事業に取り組んでいくことが重要です。

多文化共生を効果的に推進するために、各実施主体に求められている社会的役割を示します。



多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

施策の体系

基本理念

一人ひとりの違いを認め合い、だれもが暮らしやすく
活力あるまちづくりに向け、ともに考え行動する

基本方針

各実施主体が、基本理念の実現を目指すための3つの方針

I
だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

II
だれもが理解しあえるまちづくり

III
多様性を成長・発展につなげるまちづくり

取組項目

行政の取組項目であるとともに、各実施主体が社会的役割をもとに主体的に行動するための参考となる項目

（太枠）=重点項目

1 情報発信の充実

2 外国人対応窓口の充実

3 防災・防犯・交通安全の啓発

4 労働環境の整備

1 教育環境の充実

2 日本語の学習支援

3 多文化共生の担い手、人づくり

1 外国人の地域参加の促進

2 多文化共生の意識向上

3 交流事業を通じた相互理解

《外国人対象》
居住年数に応じた
施策の強弱(◎>○)
※長期:約5年以上
短期:約5年未満
《日本人対象》
◆:日本人(市民等)にも
求められる分野

外国人対象 滞在期間	外国人対象 滞在期間		日本人 対象
	長期	短期	
1 情報発信の充実	○	◎	
2 外国人対応窓口の充実	○	◎	
3 防災・防犯・交通安全の啓発	◎	◎	
4 労働環境の整備	○	○	◆
1 教育環境の充実	○	◎	
2 日本語の学習支援	○	◎	◆
3 多文化共生の担い手、人づくり	◎	○	◆
1 外国人の地域参加の促進	◎	○	◆
2 多文化共生の意識向上	◎	◎	◆
3 交流事業を通じた相互理解	◎	◎	◆

【取り組みにあたってのポイント】

- 多言語での情報提供
- 外国人が必要と感じる情報内容や情報提供方法・媒体などの把握・整理
- 各国が持つ文化や考え方を踏まえた日本語教育・日本語学習機会や学習支援・教育相談体制の充実
- お互いの顔が見える関係づくり
- 日本人、外国人それぞれのキーパーソンの活躍・相互間の連携
- 若者の活躍を通じた多文化共生の広がり

編集・発行 袋井市総務部協働まちづくり課 〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1
TEL/0538-44-3138 E-mail/shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

発行年月 2024(令和6)年3月